

国民健康保険税の特例対象被保険者等に係る課税の特例申告書
(非自発的失業者に係る国民健康保険税申告書)

年 月 日

吉岡町長 様

納税義務者(世帯主)

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

個人番号 _____

吉岡町国民健康保険税条例第24条の2の規定により、下記のとおり申告します。
なお、この決定のため必要があるときは、私及び私と同世帯に属する下記の者の
雇用保険受給資格等につき、吉岡町が公共職業安定所等へ調査、報告を求めるこ
とに同意します。

記

特例対象被保険者等(雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者)

氏 名	年 齢 (離職時点)	個人番号	離職理由 コード	離職年月日
				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・

添付書類

雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の写し

※この申告書の記載にあたっては、裏面を参考にしてください。

○ 特例対象被保険者等について

申告に必要な添付書類:【 雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の写し 】

対象者は次の条件を満たす人です。

- ・ 離職日時点で満 65 歳未満の人
- ・ 離職年月日が、平成 21 年 3 月 31 日以降の人(平成 21 年 3 月 31 日は該当します。)
- ・ 雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する人

〈特定受給資格者に該当する人〉

雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄の番号が次の番号の人

【 11、12、21、22、31、32 】

〈特定理由離職者に該当する人〉

雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄の番号が次の番号の人

【 23、33、34 】

○ 軽減額等について

国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されますが、軽減は、前年の給与所得をその 30/100 とみなして保険税を算定することになります。

平成 22 年 4 月からの国民健康保険税が軽減され、軽減期間は離職の翌日から翌年度末までの期間となります。

○ この軽減制度の対象とならない受給資格者証についての注意事項

「雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知」の他に以下の受給資格者証がありますが、これをお持ちの人は軽減対象に該当しませんのでご注意ください。

◆「雇用保険特例受給資格者証」…右上に【特】又は上部に【橙色のライン】の記載があるもの
季節的に雇用される又は短期の雇用に就くことを常態とする短期雇用特例被保険者の方に交付されています。

◆「雇用保険高年齢受給資格者証」…右上に【高】又は上部に【緑色のライン】の記載があるもの
65 歳到達日以後に離職された方へ交付されています。

(問合せ先)住民課保険室 電話 0279-26-2249